

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

令和 年 月 日

(あて先)高梁市長

請求者	(フリガナ) 氏名・生年月日	大・昭・平・西暦 年 月 日生		
	住所			
	本籍			
	(フリガナ) 筆頭者	※不明な場合は不要		
対象者	<input type="checkbox"/> 請求者本人			
	<input type="checkbox"/> 配偶者(夫・妻) <input type="checkbox"/> 直系尊属(父母、祖父母など) <input type="checkbox"/> 直系卑属(子・孫など)			
	(フリガナ) 氏名・生年月日	明・大・昭・平・令・西暦 年 月 日生		
	本籍			
(フリガナ) 筆頭者	※不明な場合は不要			
何が何通必要ですか	種類	通数	必要な内容	
	<input type="checkbox"/> 戸(除)籍証明		<input type="checkbox"/> (現在・死亡時...)のもの <input type="checkbox"/> (出生・婚姻...)から(現在・死亡...)まで のもの <input type="checkbox"/> ()との関係がわかるもの <input type="checkbox"/> ()が分かるもの <input type="checkbox"/> その他()	
	<input type="checkbox"/> 戸(除)籍電子証明書提供用識別符号	通 (セット)		
請求理由				

★請求には本人確認資料が必要です。

★住所・本籍・氏名・生年月日等の記載に誤りがあるときは交付されません。

★偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金に処せられることがあります。

★申請に基づく交付のため、取得された各種証明書の差替えはできませんので、ご了承ください。

★その他の注意事項は裏面に記載されています。

※以下、職員記入

	①本人確認をしましたか? <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> ()				
	②請求理由・請求者と必要者の関係は正当ですか? <input type="checkbox"/> 続柄 戸籍確認済				
	③請求書どおりの証明書ですか? 認証文・公印は正しく出力されていますか?				
	④請求した通数・金額は合っていますか?				
	戸籍	通	現除	通	除籍
				金額	円
			窓口受付・審査		

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。
(代理人の方は請求できません。)
請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。
記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について
筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合が
ありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には
広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号
(16けたの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで
戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続ごとに異なりますので
詳しくは手続先にお問合せください。

7. 責則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の
罰金)が科されます。

※ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。